

静岡県告示第252号

静岡県漁業近代化資金利子補給要綱（昭和44年静岡県告示第567号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
(定義等) 第2条 (略) 2～7 (略) 8 1 漁業者等に係る貸付金の合計額 <u>(特別な理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額。以下「貸付限度額」という。)</u> は、次の表に定める金額以内であること。 (表略) 9 (略)	(定義等) 第2条 (略) 2～7 (略) 8 1 漁業者等に係る貸付金の合計額は、次の表に定める金額 <u>(農林水産大臣が定めた理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額)</u> 以内であること。 (表略) 9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。